

参考資料

資料No. 5

**財政制度・財政用語**

## 目次

地方交付税について	.....	1
普通交付税における財源調整機能	.....	2
財政力指数	.....	3
標準財政規模	.....	4
地方債について	.....	5
地方債の効果	.....	6
地方債の償還	.....	7
人事委員会勧告制度	.....	8
民間給与との比較方法	.....	9
地方財政をめぐる国の動き	.....	10
財政再建団体制度	.....	11
夕張市の状況	.....	13
財政健全化の仕組みの概要	.....	15
人口・財政指標一覧	.....	16

# 地方交付税について

地方公共団体の主な自主財源である地方税は、地域の経済力や人口によって収入額が左右されるため、各団体で大きなばらつきが生じます。

そこで、国が各団体ごとに標準的に必要な一般財源の総額である「基準財政需要額」を定め、この基準財政需要額に対して地方税収入(実際の計算では地方税収入の3/4に相当する「基準財政収入額」)では不足する額を交付するのが地方交付税です。

国が国税として集めた税の一部を地方に再配分するこの地方交付税制度により、地方は財源が保障され、どの団体でも一定水準の行政サービスが提供できるよう団体間の不均衡が是正されることとなります。

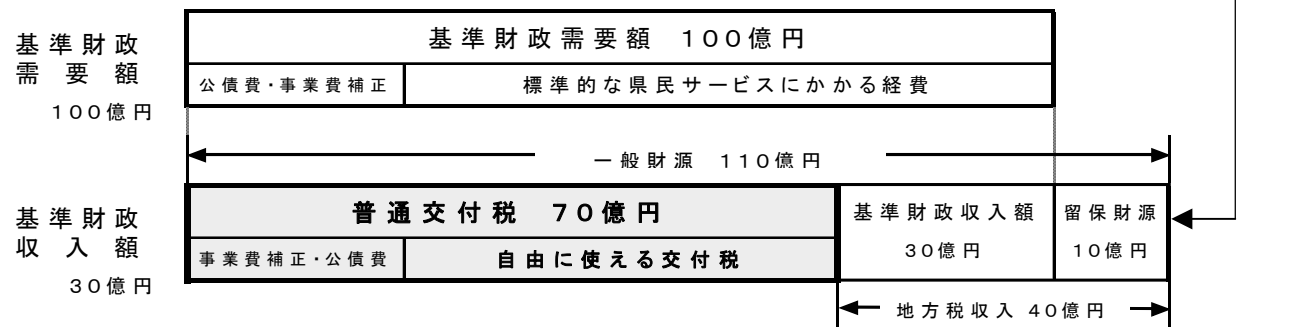
なお、基準財政需要額に算入される経費は、あくまで国が考えた標準的なものであるため、実際の予算はそれに拘束されません。従って地方交付税はその用途が特定されているわけではありません。

総 額 所得税・酒税の32%、法人税の34%、消費税の29.5%、たばこ税の25%

種 類 ①普通交付税(交付税総額の94%)

基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して交付

### ◆普通交付税の仕組み



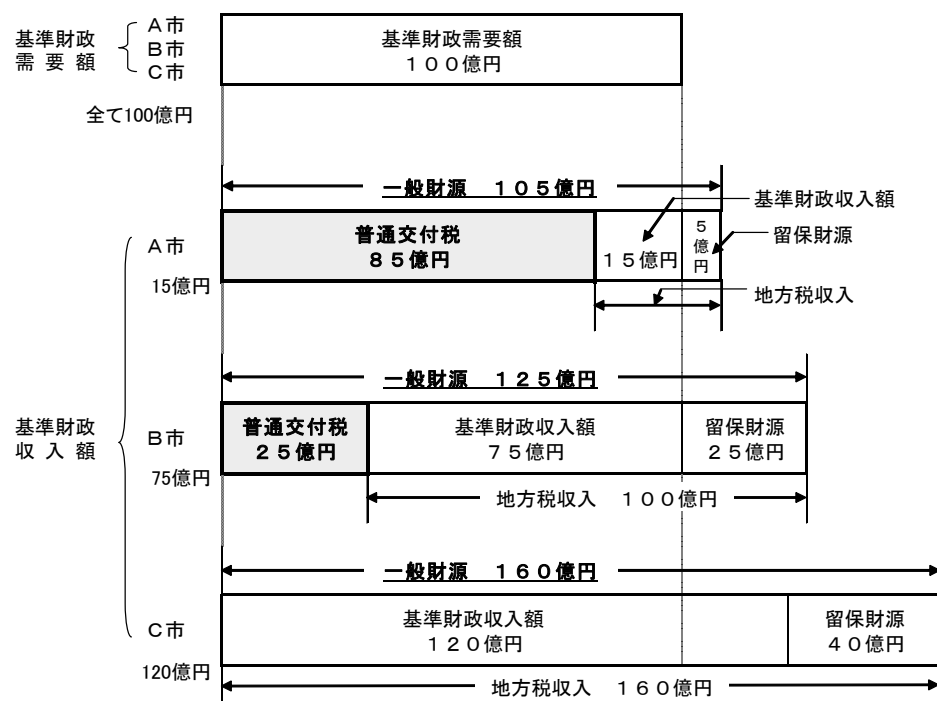
②特別交付税(交付税総額の6%)

普通交付税で捕捉されない特別の財政需要(災害等)に対して交付

# 普通交付税における財源調整機能

普通交付税の財源調整機能について、基準財政需要額が100億円と同額ながら、地方税収入が大きく異なるA市、B市、C市の3団体の場合を例に説明します。

## ◆普通交付税による財源調整イメージ



**■ A市の場合**  
 基準財政需要額100億円に対し、地方税収入が20億円しかないため、地方税収入の3/4に相当する基準財政収入額15億円を控除した85億円が普通交付税として交付されます。従ってA市の一般財源は普通交付税85億円と地方税収入20億円の合計額である105億円となります。

**■ B市の場合**  
 地方税収入が100億円あるため、同じ計算により一般財源は125億円となります。

**■ C市の場合**  
 地方税収入が160億円あるということは、その3/4である基準財政収入額が120億円となり、基準財政需要額の100億円を超えているため、普通交付税は交付されません。東京都などがこのケースに該当します。

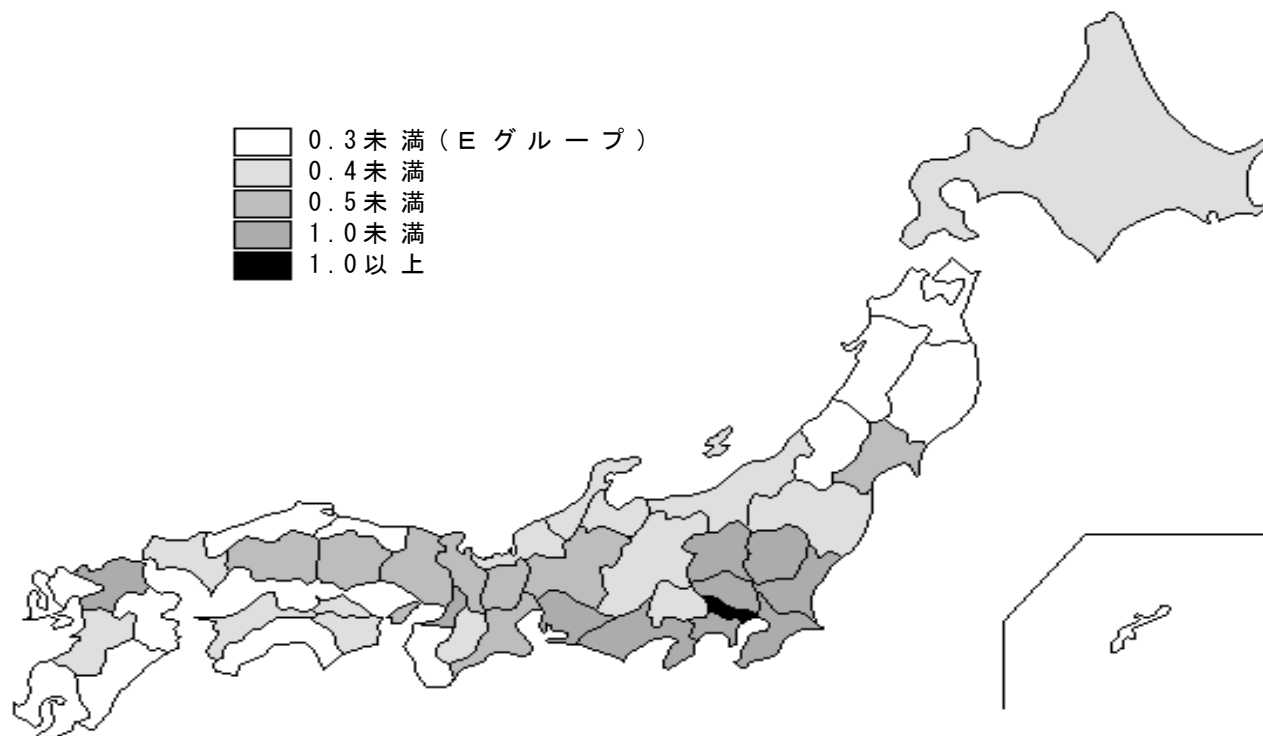
このように、地方交付税制度により、どの市も基準財政需要額である100億円の一般財源が保障されることとなります。さらに、地方税収が多くなればなるほど交付税算定から控除されている「留保財源」が大きくなるため、一般財源総額も大きくなることから、各団体は税収確保の努力を行うこととなります。

# 財政力指数

基本的な財政需要額に対する基本的な収入の割合で、財政の自主性、自由度を図る指標として用いられます。国の各種財政援助措置を行う場合の財政力の判断指数ともされており、次の算式により求められます。

$$\frac{\text{普通交付税算定の基礎となる基準財政収入額}}{\text{普通交付税算定の基礎となる基準財政需要額}}$$
の過去3年平均

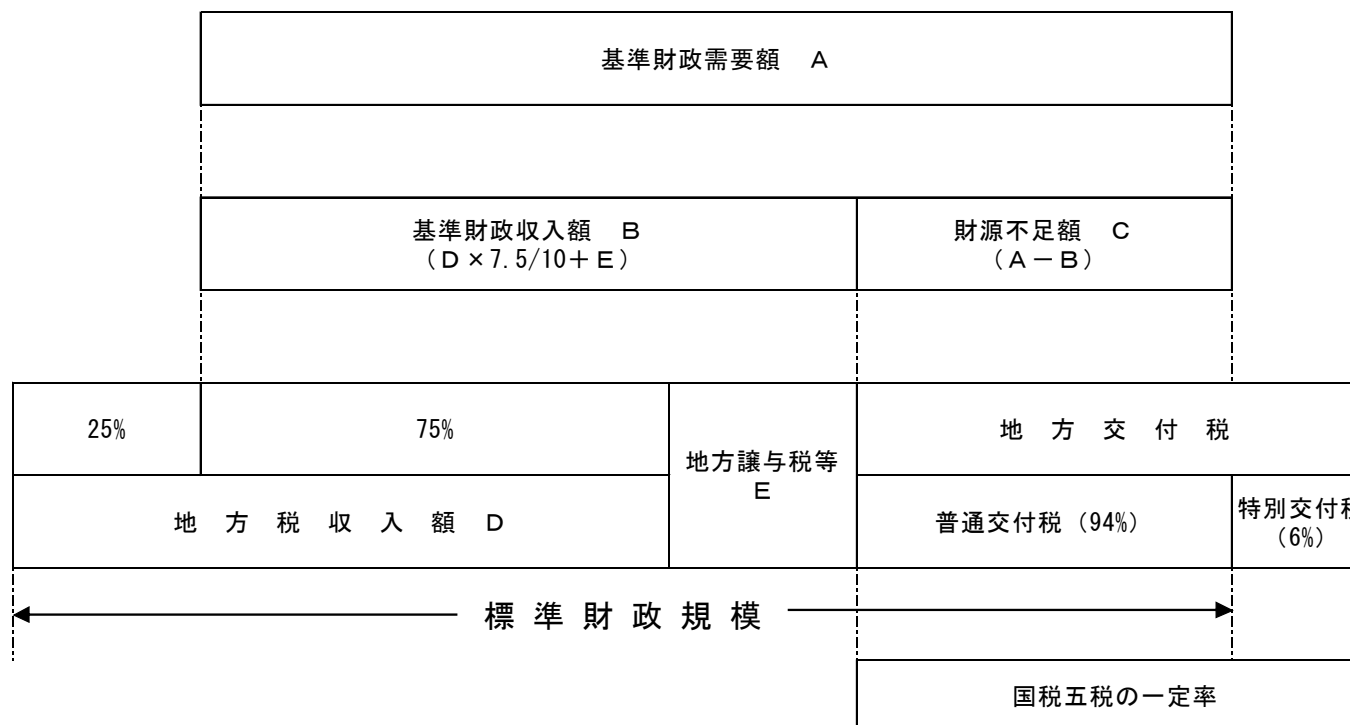
全国平均は概ね0.4であるのに対し、本県は平成17年度では0.21であり、全国最低水準となっています。



# 標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう一般財源の規模を示すもので、地方税収等に普通交付税を加算したものにより求められます。

本県は平成18年度で2547億円となっています。



# 地方債について

「地方債」とは、地方公共団体が借り入れる長期の借金です。県が借り入れるものを特に「県債」と呼びます。

1. 借入の対象となる事業は、法律で限定されています。

(1) 地方財政法

- ① 学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費などの財源とする場合
- ② 交通事業、ガス事業、水道事業その他地方公共団体の行う企業に要する経費の財源とする場合
- ③ 災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源とする場合
- ④ その他特別な財源措置

(2) その他の特別法

このほか、過疎地域の振興や市町村合併の推進のために個別の法律で(1)以外の経費についても地方債の借入が認められているものがあります。

2. 国と異なり、赤字補填のための借金は認められていません。

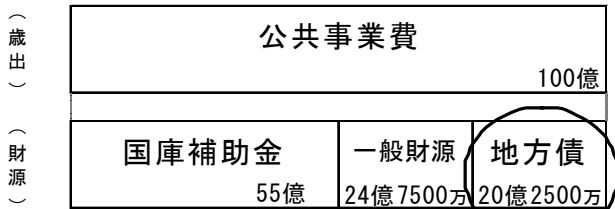
3. 地方債が果たしている主な機能は、次のとおりです。

- ① 単年度に多額の財源を必要とする場合の年度間調整機能
- ② 公共施設などを利用する各世代の住民負担の公平のための調整機能
- ③ 借入年度において、一般財源の不足を補うための財源調達機能
- ④ 国の経済対策にあわせた事業量の調整のための財源調達機能

4. 地方債には、その償還に対して、地方交付税が措置される制度があります。地方債の種類、借入年度によって、措置率が異なり地方債の償還にあわせて地方交付税が各年度に交付されます。

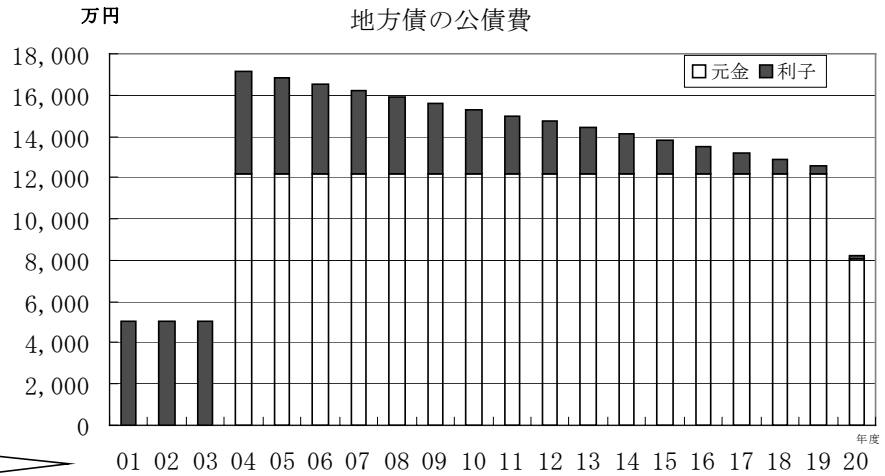
# 地方債の効果

00年度において、100億円の事業費を支出するため、55億円の国からの補助を受け、不足する財源については、一般財源を24億7500万円使うほか、地方債を20億2500万円借り入れます。



※ 特別法により、事業翌年度から2年以内に開発指定補助金13億7500万円が交付されます。

※ 翌年度から償還が始まります。  
 ※ 償還額の2分の1が毎年度地方交付税として措置されます。



改築された道路を利用する世代が負担を分かち合うことになります。

【事業の収支合計】

国庫補助金 55億円	一般財源 24億7500万円		地方債 20億2500万円		事業費100億円
	開発指定補助 13億7500万	実負担 11億	実負担 10億1250万	地方交付税 10億1250万	
事業年度に24億7500万円の一般財源負担がありますが、01～02年度に13億7500万円の補助金の追加があるため、実質的な負担は、差引11億円となります。			実負担 2億9324万	地方交付税 2億9324万	利息 5億8648万円 [借入条件(仮定)] 20年元金均等半年賦償還(うち3年据置) 年利2.5%
01年度～20年度の間、地方債の償還について、元金10億1250万円、利息2億9324万円の合計13億574万円の实負担となります。			事業費補正 50%		

地方債を借り入れて事業を行った場合、県の総支出額は利子を加えて105億8648万円となりますが、実負担は、事業年度からの21年間で24億574万円となり、地方債を借りない場合の実負担31億2500万円より、7億1926万円の負担軽減となります。



# 地方債の償還

- ① 最も古い地方債の償還は、昭和56年(1978年)度に上水道整備のために借り入れた地方債のものです。

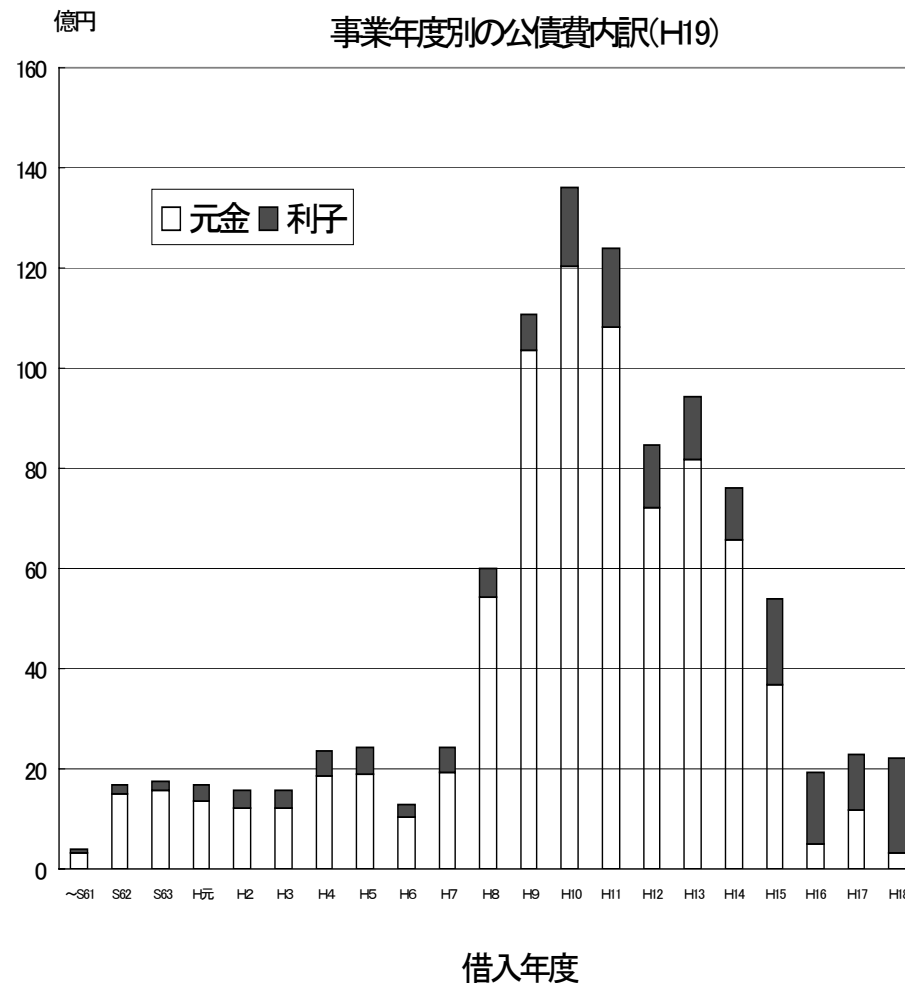
上水道は利用できる期間が長いことなどから、30年をかけて償還することになっています。

- ② 多くの県民の方に利用いただいている県立美術館の建設のために平成7年度から10年度に借り入れた地方債89億2400万円のうち14億7800万円を、しまね海洋館アクアスの建設のために8年度から11年度に借り入れた地方債99億4300万円のうち9億8100万円を償還します。

美術館やアクアスの入館料は展示経費や施設の維持管理経費に使われています。建設費は概ね10年かけて一般財源で償還します。

- ③ 平成10年度事業のために借り入れた地方債の償還が最も大きな割合を占めています。

経済対策に積極的に取り組み、最も普通建設事業費が多かった年度です。



(実際の借入日は、繰越や資金繰りの関係で事業翌年度になっているものもあります。)

# 人事委員会勧告制度

## 1. 給与勧告

職員の給与は、次の理由により、民間給与との均衡が図られるよう措置されています。

- ①職員の給与は、市場原理による給与決定が困難であること  
公務は、営利を目的としておらず、利益配分としての給与決定方式がなじまないためです。
- ②職員も労働者であり、社会一般の情勢に適応した適正な給与の確保が必要であること  
政治的中立性をはじめ、公務の継続性、安定性が求められるため、職員には勤労者として適正な給与の確保が必要なためです。
- ③職員の給与は県民の税金によって賄われていること  
税金で賄われる公務員給与は、納税者の理解と納得を得られる「世間相場」に従うことが最も適当であるためです。

そのため、人事委員会では、毎年、職員の給与水準と民間の給与水準の間の較差を算出するための調査（「職員給与等実態調査」及び「民間給与実態調査」）を実施し、給与勧告を行っています。

## 2. 給与勧告の手順

毎年5月から6月にかけて民間事業所の従業員の給与等を調査し、県職員の給与と比較し、また国や他の都道府県の動向を踏まえて10月頃に議会と知事に対し、勧告（給与勧告）を行なっています。

### 【主な調査項目】

- 4月分の給与額
- ボーナス額（過去1年間の状況）
- 給与改定や雇用調整の状況

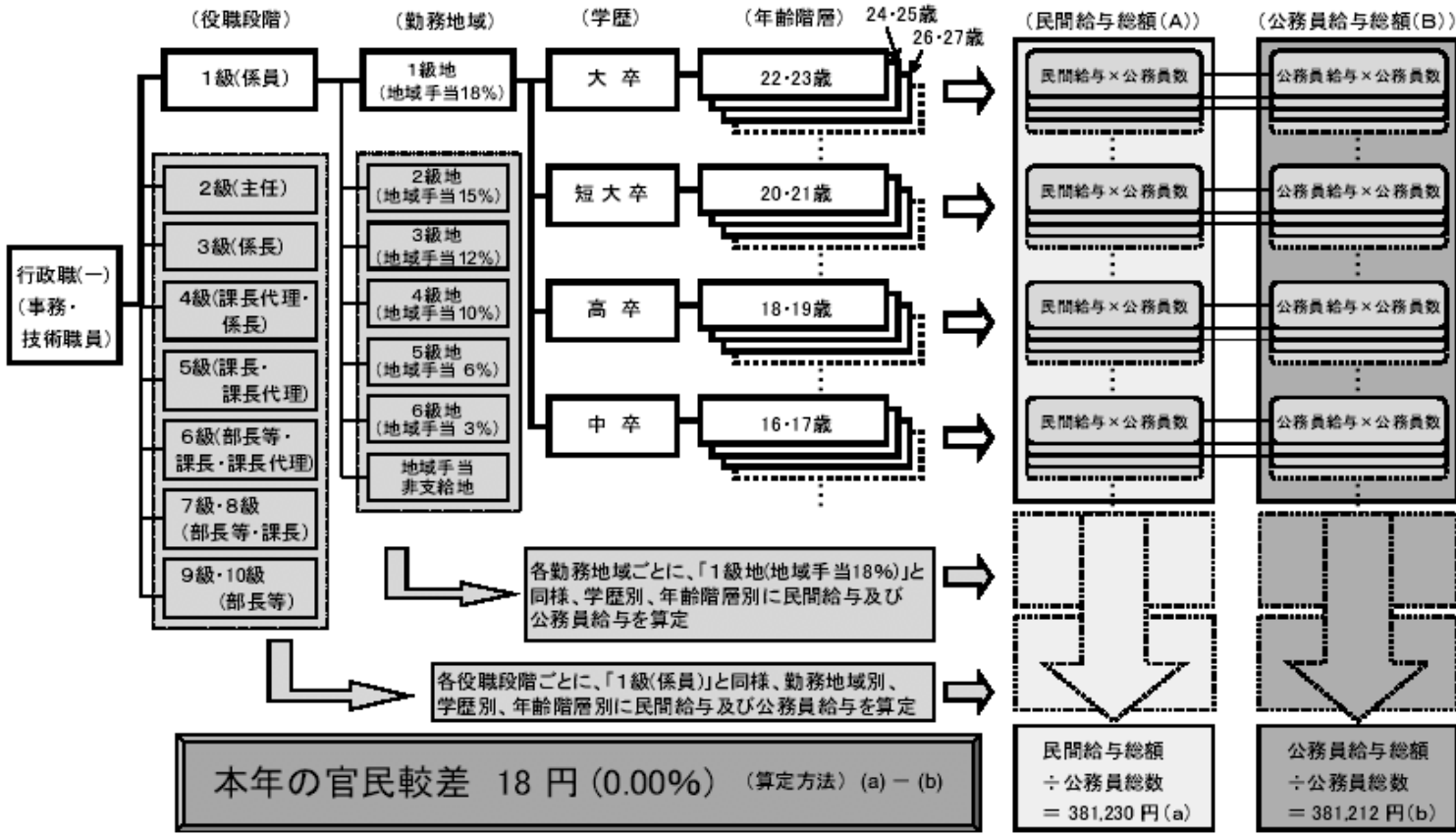
※なお、平成18年から比較対象企業規模を従来の「100人以上」から「50人以上」に拡大し、民間企業従業員の給与をより広く把握しし反映させています。

この給与勧告に基づき、知事が条例改正案を提案し、議会で可決されると、職員の給与改定が行われます。

# 民間給与との比較方法

月例給の官民給与の比較(ラスパイレス比較)においては、個々の国家公務員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、現に支払っている支給総額(B)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。

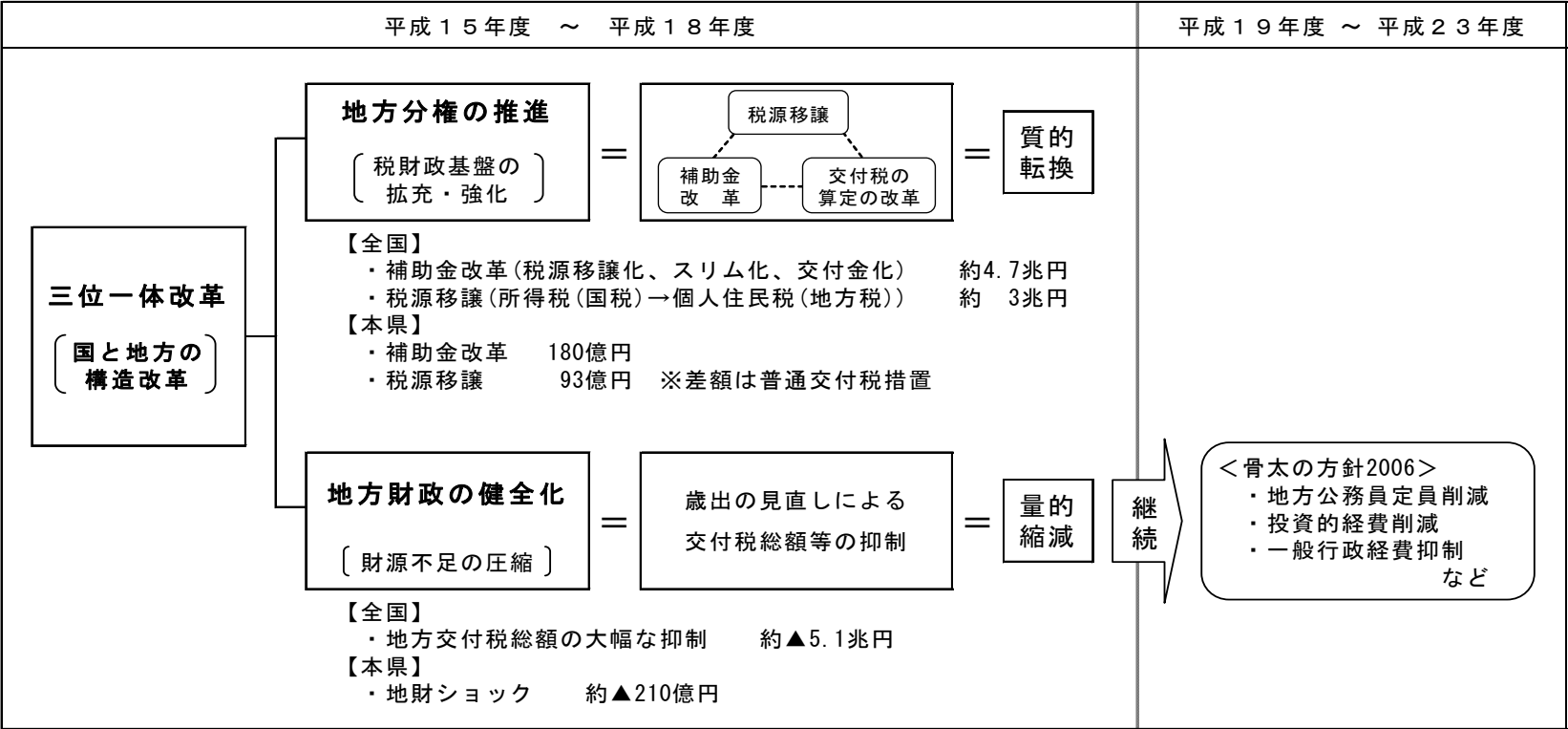
具体的には、以下のとおり、役職段階、勤務地域、学歴、年齢階層別の公務員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに公務員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



# 地方財政をめぐる国の動き

平成14年度において、小泉内閣の下で、自立した国・地方の関係の確立を目指し、国の関与を縮小し、地方の権限と責任を大幅に拡大するため、①国庫補助負担金、②地方交付税、③税源移譲を含めた税源配分のあり方を三位一体で検討し、改革を進めていくことを定めた「骨太の方針2002」が出されました。

その後具体的な取組が実施され、国からの補助金を廃止し、税源移譲化したり、交付金化して地方にとって使いやすい財源とする一方、地方歳出の見直しを前提とした地方交付税総額の抑制も行われました。また、18年度に出された「骨太の方針2006」では、23年度までの地方歳出の削減方針が定められています。



# 財政再建団体制度

財政再建団体となった場合、国の管理下で「財政再建計画」に沿った予算編成が義務付けられ、県独自の政策決定など、自主的な行財政運営ができなくなり、いわば「地方自治の放棄」ともいえるべき事態に陥ります。

## ■地方財政再建特別措置法に基づく財政再建制度の概要

- 標準財政規模の5%を超える赤字決算となった場合、法に基づく「財政再建団体」とならなければ、公共事業等に充当する県債の発行ができなくなります。[本県の場合、約120億円以上の赤字決算で該当]
- 「自主再建」を選択することも可能ですが、国直轄事業を除く公共事業、高校整備などの単独事業、また財政健全化債による資金手当ができなくなるため、事実上、行財政運営が不可能となってしまいます。このため、「財政再建団体」となって国の管理下に置かれる以外に選択肢はありません。
- 「財政再建団体」となると、国の承認を受けた「財政再建計画」に基づき、概ね7年以内に歳入と歳出との均衡が実質的に回復するよう財政再建に取り組むこととなります。
- 本県は、過去昭和29年度・30年度に赤字決算を余儀なくされ、法定再建か自主再建かの岐路に立たされましたが、自主再建を選択し、景気回復による税収増により昭和31年度で累積赤字を一掃することができました。当時、地方財政は極度に窮乏し、昭和30年度は36府県で赤字決算を余儀なくされ、18府県が国から財政再建団体の承認を得ていました。
- 昭和32年度以降に財政再建団体となった都道府県は、青森県(S32~36)と和歌山県(S35~37)の2県のみです。また、市町村では現在北海道の夕張市が財政再建団体となり平成36年度までの18年間をかけて再建を目指しています。

### <計画作成の主な基準>

【歳入】 県 税：超過課税、徴収成績の向上、滞納整理の強化  
使用料：施設使用料等の値上げ

【歳出】 人件費：給与水準の是正、定期昇給延伸、定数削減  
補助金等：総務大臣の同意、支出効果の面から再検討  
建設事業：充当可能な一般財源（経常経費に優先充当）を考慮し、特に重要なもののみを実施

## ■財政再建団体となった場合の影響

○本県が財政再建団体の要件に該当する大幅な決算赤字を生じた場合、次のように本県経済や県民生活に急激かつ甚大な影響を及ぼすことになります。

- ①県債の発行が原則として停止されるため、県債を財源として行っている道路、県立学校校舎などの建設事業もストップせざるを得ません。
- ②例えば、30人学級や乳幼児医療費の助成制度など、本県が教育、医療、福祉の分野などで国の基準に上乘せして独自で行っている県単独施策もストップせざるを得ません。

○国の定める財政再建制度によらずに、自主的に財政建て直しを行う場合でも、厳しい歳出削減や使用料・手数料の引上げなど県民生活への影響は避けて通れません。

○財政再建制度により国の管理下で財政再建を行う場合には、「鉛筆一本を買うにも国の承認が必要」と言われるほど強い国のコントロール下で県債の償還を最優先した財政運営を行うこととなります。国の統制・命令に頼って歳出削減を行う方が財政再建が円滑に進むのではないかという意見も聞かれますが、財政再建団体転落を甘受することは、自ら自己管理・自己統治の能力を否定することを意味し、「地方自治の放棄」ともいえるべきものです。歳出の是非の判断を国に委ねるのではなく、県自らが地方自治体として自らの判断で歳出の優先順位を決定し、県の未来へ向けた最小限の投資は確保していかなければなりません。そのためにも、財政再建団体への転落は何としてでも避けなければなりません。

# 夕張市の状況

## 1. 財政悪化の原因

人口の減少に伴い市税や地方交付税が大幅に減少する一方で、歳入の減少に対応したサービス水準の見直しや人口の激減に対応すべき組織のスリム化も大きく立ち遅れ、総人件費の抑制も不十分であった。加えて、地域振興のための観光施設整備による公債費等の負担や第三セクターの運営に対する赤字補てんの増大などにより財政負担は増加し、歳出規模は拡大した。このように、財政状況が逼迫する中で、一時借入金を用いた会計間での年度をまたがる貸付、償還という不適正な会計処理を行い、赤字決算を先送りしてきたことにより、実質的な赤字は膨大な額となった。（「夕張市財政再建計画書」より。）

## 2. 財政再建の内容

### ■主な歳入の確保

税 目		引 き 上 げ の 内 容
市民税	個人・均等割	3,000円 → 3,500円
	個人・所得割	6.0% → 6.5%
固定資産税		1.4% → 1.45%
軽自動車税		現行税率の1.5倍
入湯税		宿泊(150円)・日帰り(50円)
施設使用料		50%引き上げ
市営住宅使用料		滞納者に対する徴収強化
下水道使用料		1,470円/10m <sup>3</sup> → 2,440円/10m <sup>3</sup>
各種交付手数料等		各種交付・閲覧等(150円～200円引き上げ) 各種検診料(100円～500円引き上げ)
ゴミ処理手数料(新設)		家庭系混合ごみ(2円/ℓ)・粗大ゴミ(20円/kg)等

## ■主な歳出の削減

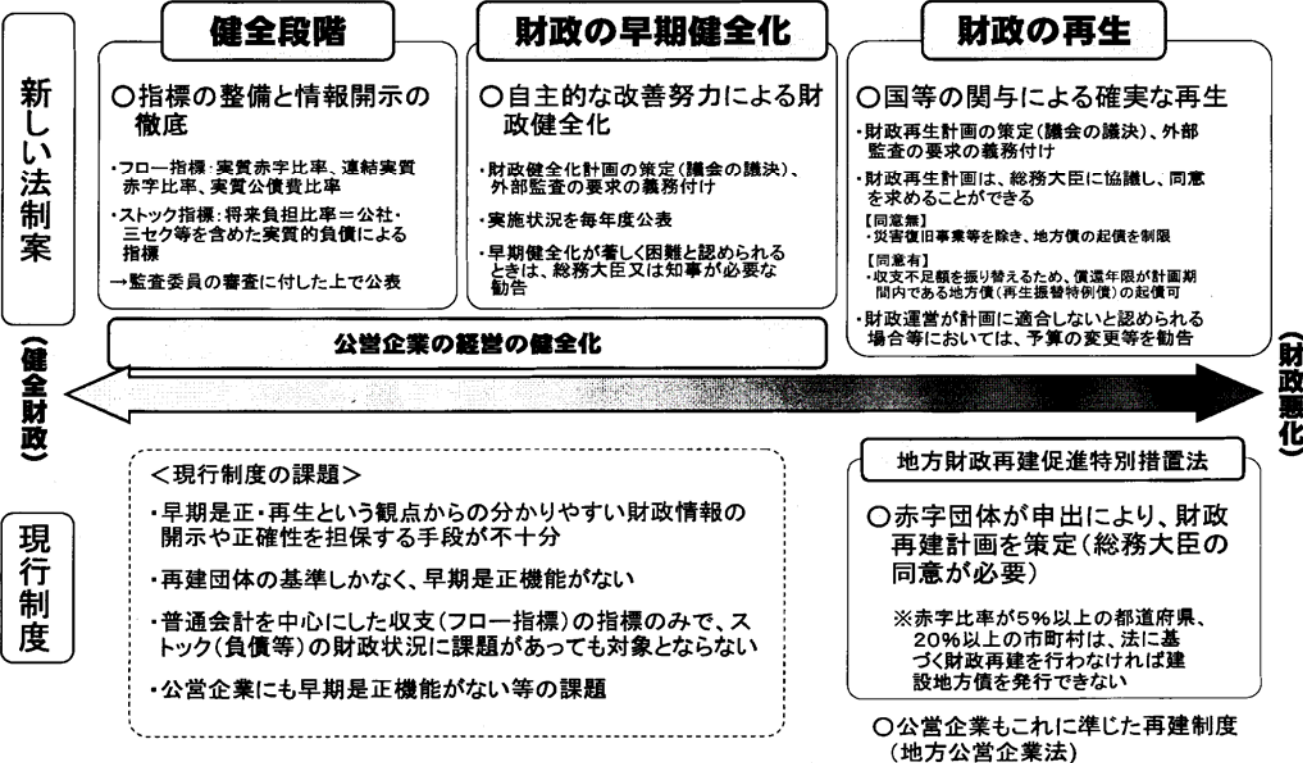
区 分	見 直 し の 内 容
一般職給与等	職員数(H18)269人 → (H22)103人 ※4年間で166人減 給与 基本給平均30%及び各種手当削減 ※年収平均(640万円→400万円) 管理職(820万円→440万円)
特別職給与	給料(千円) 市長(862→259) 助役(699→249) 教育長(589→239) 期末手当(80%以上削減) 退職手当(当分の間未支給)
議員報酬	報酬(千円) 議長(371→230) 副議長(321→200) 議員(301→180) 期末手当支給率4.45月 → 2.45月 定数18人 → 9人(①9一般選挙から)
その他委員報酬	各種委員会の委員報酬等を平均で60%削減
物件費	事務事業の見直しによる削減のほか内部管理経費の削減 平成17年度決算額との対比で4割程度の削減を図る。
維持補修費	各種公共施設や公営住宅等の維持補修に要する経費は必要最小限とするほか、 住民の利用が少ない公共施設を休廃止することにより維持補修費の抑制を図る。 平成17年度決算額との対比で3割程度の削減を図る。
扶助費	原則として単独事業は廃止し、補助事業分のみとする。
補助費等	平成17年度決算額との対比で8割程度の削減を図る。
投資的経費に関する事項	災害復旧事業など真に必要な事業以外は実施しない。



# 財政健全化の仕組みの概要

現在国会では、これまでの「財政再建団体」制度に変わる「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(案)」が審議されています。これは、国による再生状態となる前に、まず自主的な改善努力による財政健全化を目指す「早期健全化段階」を設け、議会や住民による健全化に取り組むことが特徴です。

また、財政状態を判断する指標に、これまでの単年度決算だけでなく、地方債残高などの長期の負債の大きさを示す「ストック指標」が導入される予定となっています。



# 人口・財政指標一覽

区分	人口 (H17国調) a (人)	標準財政規模 (H18) (百万円)	財政力指数 (H16~H18)		地方債残高 (H19未見込) b (百万円)	人口一人あたりの 地方債残高 (千円) b/a		実質公債費比率 (H17)	
			順位	順位		順位	順位		
1 北海道	5,627,737	1,298,574	0.38046	29	5,479,446	974	39	19.8%	46
2 青森県	1,436,657	362,808	0.29357	40	1,274,488	887	33	14.2%	24
3 岩手県	1,385,041	371,422	0.29360	39	1,387,742	1,002	42	13.7%	19
4 宮城県	2,360,218	440,105	0.50871	16	1,410,391	598	17	16.8%	39
5 秋田県	1,145,501	309,268	0.27646	43	1,214,379	1,060	45	16.3%	38
6 山形県	1,216,181	307,402	0.32135	35	1,107,683	911	35	15.4%	30
7 福島県	2,091,319	462,700	0.41702	23	1,205,672	577	14	12.6%	12
8 茨城県	2,975,167	557,923	0.60389	8	1,724,228	580	15	15.7%	34
9 栃木県	2,016,631	402,904	0.57649	10	1,002,944	497	6	15.9%	35
10 群馬県	2,024,135	386,122	0.54160	11	958,949	474	4	10.5%	3
11 埼玉県	7,054,243	979,489	0.69338	7	2,983,758	423	3	15.4%	30
12 千葉県	6,056,462	868,386	0.69998	5	2,459,482	406	2	13.9%	22
13 東京都	12,576,601	2,991,707	1.21538	1	6,763,393	538	11	17.1%	41
14 神奈川県	8,791,597	1,158,157	0.86444	3	2,880,551	328	1	10.3%	1
15 新潟県	2,431,459	561,132	0.40401	26	2,498,244	1,027	44	14.4%	25
16 富山県	1,111,729	264,772	0.41593	24	991,077	891	34	14.9%	29
17 石川県	1,174,026	276,125	0.42153	22	1,100,688	938	37	11.9%	6
18 福井県	821,592	225,478	0.37210	31	805,536	980	40	15.5%	32
19 山梨県	884,515	233,905	0.38583	28	882,109	997	41	13.0%	15
20 長野県	2,196,114	480,827	0.42777	20	1,552,338	707	25	20.1%	47
21 岐阜県	2,107,226	421,645	0.47663	19	1,291,694	613	18	13.0%	15
22 静岡県	3,792,377	662,600	0.69563	6	2,172,220	573	13	12.9%	14
23 愛知県	7,254,704	1,213,864	0.94343	2	3,865,271	533	10	12.3%	8
24 三重県	1,866,963	384,717	0.54009	12	967,676	518	8	12.3%	8
25 滋賀県	1,380,361	279,896	0.50522	17	912,176	661	22	13.7%	19

区分	人口 (H17国調) a (人)	標準財政規模 (H18) (百万円)	財政力指数 (H16~H18)		地方債残高 (H19未見込) b (百万円)	人口一人あたりの 地方債残高 (千円) b/a		実質公債費比率 (H17)	
			順位	順位		順位	順位		
26 京都府	2,647,660	469,960	0.53867	13	1,386,768	524	9	10.3%	1
27 大阪府	8,817,166	1,403,519	0.74510	4	5,044,988	572	12	15.5%	32
28 兵庫県	5,590,601	946,126	0.53208	15	3,318,096	594	16	19.6%	45
29 奈良県	1,421,310	276,037	0.39700	27	987,436	695	24	13.1%	18
30 和歌山県	1,035,969	258,838	0.30385	37	792,403	765	30	11.0%	4
31 鳥取県	607,012	188,157	0.25679	45	613,187	1,010	43	13.0%	15
<b>32 島根県</b>	<b>742,223</b>	<b>254,669</b>	<b>0.22688</b>	<b>47</b>	<b>1,014,017</b>	<b>1,366</b>	<b>47</b>	<b>17.9%</b>	<b>43</b>
33 岡山県	1,957,264	397,833	0.48813	18	1,212,061	619	19	18.8%	44
34 広島県	2,876,642	530,908	0.53729	14	1,903,013	662	23	16.0%	37
35 山口県	1,492,606	348,639	0.40884	25	1,160,915	778	31	12.7%	13
36 徳島県	809,950	232,437	0.32317	34	940,593	1,161	46	14.8%	27
37 香川県	1,012,400	228,109	0.42532	21	759,954	751	28	14.5%	26
38 愛媛県	1,467,815	323,314	0.37232	30	951,462	648	21	12.4%	10
39 高知県	796,292	239,896	0.23295	46	770,905	968	38	17.3%	42
40 福岡県	5,049,908	820,500	0.57751	9	2,588,419	513	7	13.7%	19
41 佐賀県	866,369	222,935	0.31631	36	624,345	721	26	17.0%	40
42 長崎県	1,478,632	348,619	0.26935	44	1,093,009	739	27	12.5%	11
43 熊本県	1,842,233	396,667	0.36505	32	1,164,447	632	20	14.8%	27
44 大分県	1,209,571	302,373	0.32905	33	987,003	816	32	14.0%	23
45 宮崎県	1,153,042	293,210	0.28885	41	878,621	762	29	12.2%	7
46 鹿児島県	1,753,179	436,866	0.29456	38	1,611,717	919	36	15.9%	35
47 沖縄県	1,361,594	299,121	0.28814	42	645,835	474	4	11.7%	5
単純平均								732	14.5%
Eグループ平均(本県除き)								849	14.2%